

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料6番
所管人事課

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、公益的法人等に派遣することができる職員から、管理監督職勤務上限年齢制の特例により管理監督職勤務上限年齢以後引き続き管理監督職として勤務することとなった職員を除くほか、規定を整備するため、条例を改正する。

### 2 改正概要

- (1) 定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、次のとおり規定を整備する。
  - ア 再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定を整備する。
  - イ 役職定年の特例（特定管理監督職群等）により役職定年年齢以後引き続き管理監督職として勤務する職員を、派遣対象職員から除外する。
- (2) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の解散に伴い、派遣団体から削除する。

### 3 施行日

令和5年4月1日

ただし、(2)については公布の日

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）新旧対照表

新	旧
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成 16 年 3 月 16 日 条例第 3 号	○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成 16 年 3 月 16 日 条例第 3 号
第 1 条 （略） （職員の派遣）	第 1 条 （略） （職員の派遣）
第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。	第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。
(1) 公益財団法人大田区文化振興協会 (2) 公益財団法人大田区産業振興協会 (3) 公益財団法人大田区スポーツ協会 <u>（削除）</u>	(1) 公益財団法人大田区文化振興協会 (2) 公益財団法人大田区産業振興協会 (3) 公益財団法人大田区スポーツ協会 (4) <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリン ピック競技大会組織委員会</u>
(4) 社会福祉法人池上長寿園 (5) 社会福祉法人大田区社会福祉協議会 (6) 社会福祉法人大田幸陽会 (7) 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 (8) 大田区土地開発公社 (9) 公益社団法人大田区シルバー人材センター (10) 一般社団法人大田観光協会 (11) 地方税共同機構 (12) 一般財団法人大田区環境公社 (13) 一般財団法人国際都市おおた協会	(5) 社会福祉法人池上長寿園 (6) 社会福祉法人大田区社会福祉協議会 (7) 社会福祉法人大田幸陽会 (8) 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 (9) 大田区土地開発公社 (10) 公益社団法人大田区シルバー人材センター (11) 一般社団法人大田観光協会 (12) 地方税共同機構 (13) 一般財団法人大田区環境公社 (14) 一般財団法人国際都市おおた協会
2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員 は、次に掲げる職員とする。	2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員 は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律 により任期を定めて任用されている職員（地方 公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職	(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律 により任期を定めて任用されている職員（地方 公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6

新	旧
<p><u>員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第3条から第17条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>	<p><u>第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第3条から第17条まで (略)</p>